

2013年(平成25年)7月30日 火曜日

あれこれ 法律



A 従業員の業務外の行為に対する会社の懲戒処分が有効であるためには、三つの要件が必要です。まず就業規則に懲戒規定として規定されております。この点について最高裁は、会社の種類、規模、従業員の地位、職種などから会社の社会的評価に及ぼす悪影響が相当重大で

業務外行為での懲戒処分

Q 勤務時間外に酒気帯び運転をして摘発され、罰金を受けることになりました。職場の上司からは懲戒解雇にすると言われていますが、やむを得ないのでしょうか。

A 従業員の業務外の行為に対する会社の懲戒処分が有効であるためには、三つの要件が必要です。まず就業規則に懲戒規定として規定されております。この点について最高裁は、会社の種類、規模、従業員の地位、職種などから会社の社会的評価に及ぼす悪影響が相当重大で

いる必要があります。あるといえることが必

要としています。

次に当該従業員の行為が企業秩序に直接に関連するものであるか、会社の社会的評価を害するものである必要があります。

三つ目は、懲戒処分の選択が企業秩序維持のために相当なものでなければなりません。

そのためには、懲戒処分の基準として最高裁

は、従業員の行為の態

様、動機、結果、その前後の態度、過去の懲戒歴などを考慮し

て企業秩序の維持のた

規則や企業秩序で判断

めに相当な処分を選択すべきとしています。これを有効と判断したもの

手が職場外の飲酒運転により摘発された事案により、勧められて飲酒することになり自動車運転をなります。

例えば運送業の運転手が職場外の飲酒運転により摘発された事案について、勧められて飲酒することになり自動車運転をなります。

ご質問のケースでは、自動車運転をなります。

ついで運転の経緯、飲酒量、過去の懲戒歴などから個別に判断されることになります。

そのためには、自動車運転をなります。

そのような職種に就いていなければ特別の事情がない限り懲戒解雇は相違性を欠き、無効と判断される可能性が高いと考えます。

（弁護士 松田健太郎）

5年9月13日）と、過去に飲酒運転歴がある

（大津地裁1989年1月10日）があります。